

平成30年9月12日

調査結果報告書

三田市長 御中

平成30年8月1日付けで貴職宛に公益目的通報の受付報告を行いました。同通報に関する調査報告を以下のとおり報告します。

三田市行政監察員 内 橋 一 郎

通報受理日	平成30年7月30日
通報者	FAX
通報内容	福利厚生費について、結婚祝い等については、職員互助会により交付負担もなく運営がされ、兵庫県による「公費負担状況調査」においても、公費負担がないと回答している。しかし、職員互助会とは別に株式会社ベネフィット・ワンによる100%公費による業務委託が従来よりなされていることは、県への回答と矛盾しているし、職員への負担を求めず、公費負担で運用することは違法と考える(平成30年から33年の3年間についても業務委託の入札で業者が決定されており、1年間で約1400万円、1人当たり年間12000円もの額の公費負担されている。
調査経過	<ul style="list-style-type: none">平成30年7月30日 公益目的通報を受理同年8月1日 市長に公益目的通報受理報告書を提出。事務局に調査依頼。平成30年8月16日 事務局より資料受理同年9月6日 事務局より資料受理同月12日 調査報告書提出
調査結果	<p>1. 地方公務員法42条の厚生福利制度と三田市の職員福利厚生事業</p> <p>(1) 地方公務員法42条は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立しこれを実施しなければならないと定める。同条は、地方自治体の職員管理上の重点項目として、民間との均衡、財政負担などを考慮しつつ、職員に対する厚生制度の充実強化を求めた規定と解されている。</p> <p>そして、厚生制度計画の実施する上で真に必要な費用は地方公共団体の負担とすることが認められる。</p> <p>しかし、地方公共団体の公金負担が正当化されるには、その事業目的が、職員の保健に関する事業、元気回復事業その他保険事業、元気回復事業に準じる厚生福利事業等地方公務員法42条の厚生福利制度の枠内のものでなければならないし、また公費負担も相当な程度 of 範囲内に止まらなくてはならないのは当然のことである。</p>

(2) 三田市は、地方公務員法 42 条の職員の保健、元気回復その他厚生に関して、職員の福利厚生事業として、従前は互助会で運営し、市が互助会の会費と同額を公費負担してきた。

しかし、地方自治体の互助会を通じての福利厚生事業の在り方に関し、事業への公費負担が職員への厚遇問題として全国的に問題となり、また高砂市などの訴訟において違法性が指摘されたこと等を受け、平成 21 年度からは、職員の福利厚生事業に関する互助会への公費支出を廃止し、市が職員の福利厚生事業を直接実施し、民間企業のアウトソーシングを導入することを決めた。民間企業のアウトソーシングの導入理由は、多くの自治体や民間企業が導入している制度であること、事業を外部委託することで事業の透明性を確保すること、民間事業者が持つスケールメリットを利用することで、職員の福利厚生の充実、業務の効率化を図る点にあるとされる。

(3) 委託業者の選定方法としては、企画提案書等による書類審査及びプレゼンテーション等による企画提案型の公募型プロポーザル方式により選定することとし、平成 27 年度からは、株式会社ベネフィット・ワンを委託業者として、職員の福利厚生事業を委託し、平成 30 年度（～32 年度）も同社と三田市職員福利厚生事業契約書を締結している。

(4) 平成 30 年度におけるサービス内容は、ベネフィット・ワンの基本パッケージプランである旅行・宿泊、資格取得支援、子育て・教育・介護支援、市内飲食店利用等の各サービスに対する割引利用や特典付与と三田市が特別に実施する福利厚生メニューとして、宿泊補助、パッケージツアー補助、スポーツクラブ NAS 利用割引、映画チケット購入割引、日帰り温泉利用割引、ジェフグルメカード購入割引、会員向けイベントの実施で、年間委託料は 14,337 千円（1,477 名見込み、1 人あたり月額 750 円税別）とされる。

2. 検討

(1) 公益通報者の問題提起

- ① ベネフィット・ワンの業務委託は職員への負担を求めず 100%公費負担で違法である。
- ② 兵庫県の公費負担状況調査において、レクリエーション補助等もないとの回答と矛盾する。

(2) 検討

- ① 地方公共団体の職員福利厚生事業に対する公金負担も、事業目的

が、職員の保健に関する事業、元気回復事業その他保健事業、元気回復事業に準じる厚生福利事業等地方公務員法 42 条の厚生福利制度の枠内のものであり、かつ相当な程度の範囲内の公費負担である場合には地方公務員法 42 条に基づく福利厚生として認められる。

三田市は、地方公務員法 42 条の定める職員の福利厚生事業の実施方法として、平成 21 年度から、互助会への公費支出を廃止する一方で、市が福利厚生事業を直接実施するとし、その手段として、民間企業のアウトソーシングの導入を決定したのであるから、民間業者に対して委託した事業が、保健事業、元気回復事業その他地方公務員法 42 条の厚生福利制度の枠内のものであり、相当な範囲のものである限り、民間業者に対する委託料に公費負担がなされること自体が違法であり、また三田市の決定に反するとすることはできない。

そこで、ベネフィット・ワンに対する委託事業が、保健事業・元気回復事業その他地方公務員法 42 条の厚生福利制度の枠内のものであるか、相当な範囲のものであるかが問題となる。

- ② ベネフィット・ワンに対する委託事業の内容たるサービスは、ベネフィット・ワンの基本パッケージプランである旅行・宿泊、資格取得支援、子育て・教育・介護支援、市内飲食店利用等の各サービスに対する割引利用や特典付与と三田市の特別な福利厚生メニューとして、宿泊補助、パッケージツアー補助、スポーツクラブ NAS 利用割引、映画チケット購入割引、日帰り温泉利用割引、ジェフグルメカード購入割引、会員向けイベントの実施があるが、これらはいずれも、職務によって蓄積した疲労を解消し気分を転換して明日への活力を養う元気回復のためのメニューと解せられる。
- ③ また上記サービスは、本体的な利用料金は個人が負担するとした上での、費用補助や利用料割引等に止まるものであること、平成 30 年度の年間委託料は 14,337 千円 (1,477 名見込み) で 1 人あたり月額 750 円 (税別) であること、平成 21 年度における交付金 (32,894 千円) に比してはるかに減額されていること等からして公費負担の程度も相当な範囲内にあると解せられる。
- ④ 兵庫県の「職員に対する福利厚生事業の状況について」において、三田市は「公費を伴う個人給付事業」はレクリエーション補助等も含めて実施していないと回答しているが、ここに「公費を伴う個人給付事業」とは互助会等を通じて職員個人に対してレクリエーション補助等を直接給付するものというので、ベネフィット・ワンに対する

	委託事業は含まれないと解される。 以上
添付資料	
備考	